

重要事項説明書（居宅介護支援事業）

令和4年3月1日現在

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- 1 契約者の心身の状況や契約者とその家族等の希望を伺い、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- 2 契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 3 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

1 事業者

事業者名	社会福祉法人観音寺市社会福祉協議会		
所在地	観音寺市坂本町一丁目1番6号観音寺市社会福祉センター		
代表者名	会長 佐伯 明浩	設立年月日	平成17年10月11日
電話番号	25-7773	ファックス番号	25-7736

2 事業所の概要

事業所名	社会福祉法人観音寺市社会福祉協議会		
所在地	観音寺市坂本町一丁目1番6号 観音寺市社会福祉センター		
管理者名	篠原 礼子（主任介護支援専門員）		
電話番号	57-5135	ファックス番号	25-7790
介護保険事業所番号	香川県3770500472号		
居宅介護支援事業	平成17年10月11日指定 平成29年10月11日指定更新		
サービス提供地域（通常の事業の実施地域）	観音寺市及び三豊市内		

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	介護状態のある高齢者等の方々が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう適正で質の良いサービスを提供することを目的とします。
運営の方針	介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携を十分配慮して行い、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ることを運営の方針としています。

4 事業所の職員体制等

	職務内容	人員数
管理者	1 従業者の管理及び利用者申込にかかる調整、業務の実施状況、その他の管理を行います。 2 従業者に法令などの規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	1名 (介護支援専門員と兼務)
介護支援専門員	居宅介護支援業務を行います。	3名以上
事務職員	介護給付費などの請求事務及び通信連絡事務などを行います。	1名

5 営業日及び時間

営業日 月曜日～金曜日（祝日及び12月29日～1月3日を除く）

営業時間 午前8時30分～午後5時15分

※ 利用者の方のご要望があれば、上記時間帯以外でもご相談に応じます。

時間外連絡先：0875-57-6016

※ 携帯電話に転送され、24時間対応します。

6 居宅介護支援申し込みからサービス提供までの流れ

（別紙1参照）

7 サービス利用料及び利用者負担

（1）利用料

居宅介護支援の利用料は、法定代理受領により、当事業所に介護保険給付が支払われる場合は、利用者の負担はありません。居宅介護支援の利用料は次のとおりです。

要介護度	利用料（月額）
要介護1・2	10,760円
要介護3～5	13,980円

ただし、介護保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合は、介護報酬の告示上の額をいただき、事業所からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を、後日各市町の窓口へ提出すると全額払い戻しを受けることができます。

※ 当事業所が運営基準減算（居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の減算）に該当する場合は、上記金額の50/100となります。また、2か月以上継続して該当する場合には、算定しません。

※ 特定事業所集中減算（居宅サービスの内容が特定の事業所に不当に偏っている場合の減算）に該当する場合は、上記金額より2,000円を減額することになります。

（2）加算金

以下の要件を満たす場合に算定されます。

加算の種類	加算額(円)	加算の要件
初回加算	3,000	新規あるいは要介護状態区分が2区分以上変更された場合に対し居宅サービス計画を作成した場合（1月1回を限度）
入院時情報連携加算(Ⅰ)	2,000	利用者が入院してから3日以内に医療機関に必要な情報を提供した場合（1月につき1回を限度）
入院時情報連携加算(Ⅱ)	1,000	利用者が入院してから4以上7日以内に医療機関に必要な情報を提供した場合（1月に1回を限度）
退院・退所加算(Ⅰ)イ	4,500	病院や施設等の職員から必要な情報をカンファレンス以外の方法により1回受けている場合（入院・入所中に1回を限度）
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	6,000	病院や施設等の職員から必要な情報をカンファレンスにより1回受けている場合（入院・入所中に1回を限度）
退院・退所加算(Ⅱ)イ	6,000	病院や施設等の職員から必要な情報をカンファレンス以外の方法により2回以上受けている場合（入院・入所中に1回を限度）
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	7,500	病院や施設等の職員から必要な情報を2回（うち1回以上はカンファレンスによる）受けている場合（入院・入所中に1回を限度）
退院・退所加算(Ⅲ)	9,000	病院や施設等の職員から必要な情報を3回以上（うち1回以上はカンファレンスによる）受けている場合（入院・入所中に1回を限度）

通院時情報連携加算	500	利用者が医師の診察を受ける時に介護支援専門員が同席し、医師等に対して必要な情報提供を行うとともに、医師等から必要な情報を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000	病院等の求めにより、医師等と共に居宅を訪問してカンファレンスを行い、利用者に必要な居宅サービス等の利用調整を行った場合（1月に2回を限度）
特定事業所加算（Ⅱ）	4,070	主任介護支援専門員を配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件を満たした場合

（3）交通費

通常の事業の実施地域内を訪問する場合であれば交通費は必要ありません。

また、通常の事業の実施地域を越える地域に訪問・出張する必要がある場合には、その実費（旅費）の支払いが必要となることがありますので担当職員にご相談下さい。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を実費としていただくことがあります。

- ① 通常の事業の実施地域を超える地点から片道おおむね5キロメートル未満は、200円です。
- ② 通常の事業の実施地域を超える地点から片道おおむね5キロメートル以上は、1キロメートル増すごとに20円を加算します。

（4）契約の解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、料金はかかりません。

8 事業の提供に当たって

- （1）利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業所に不当に偏ることのないよう公正・中立に行います。
- （2）事業所は利用者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、利用者または代理人の請求に応じて閲覧に供し、実費負担により複写物を交付します。
- （3）利用者が入院された場合は、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院先の医療機関にお伝えください。

9 秘密の保持

事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の方に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

また、あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

10 事故発生時の対応

- （1）本事業所は、利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。また、事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。
- （2）本事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

11 緊急の連絡先

利用者の 主治医	氏名	
	医療機関	
	所在地	
	電話番号	
家族等緊急 連絡先 I	氏名	(続柄:)
	住所	
	電話番号	
家族等緊急 連絡先 II	氏名	(続柄:)
	住所	
	電話番号	

12 相談窓口、苦情対応

- サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

【本事業所お客様相談コーナー】

電話番号 25-7773 ファックス番号 25-7736

責任者 常務理事(兼)事務局長 田中 靖

対応時間 午前8時30分～午後5時 月曜日～金曜日 (祝日、年末年始を除く)

- 次の公的機関においても苦情申出等ができます。

【観音寺市介護保険相談窓口】

所在地：観音寺市坂本町一丁目1番1号

電話番号 23-3968 ファックス番号 23-3993

対応時間 午前8時30分～午後5時 月曜～金曜日 (祝日、年末年始を除く)

【三豊市介護保険相談窓口】

所在地：三豊市高瀬町下勝間2373番地

電話番号 73-3017 ファックス番号 73-3023

対応時間 午前8時30分～午後5時 月曜日～金曜日 (祝日、年末年始を除く)

【香川県国民健康保険団体連合会相談窓口】

所在地：高松市福岡町二丁目3番2号

電話番号 087-822-7435 ファックス番号 087-822-7455

対応時間 午前9時～午後5時 月曜日～金曜日 (祝日、年末年始を除く)

〈 別紙 1 〉

サービス提供の標準的な流れ

1 担当する介護支援専門員(ケアマネージャー)は、次のとおりです。

介護支援専門員 氏名 _____

2 担当する介護支援専門員を事業者側の事情により変更する場合は、あらかじめ利用者と協議します。

居宅サービス計画作成等のサービス利用申込

本事業所に関すること、居宅サービス計画作成の手順、サービスの内容についての重要な事項を説明します。

↓ *本事業所と契約するかどうかを決めていただきます。

居宅サービス計画などに関する契約締結

介護支援専門員がお宅を訪問し、利用者のおかれている環境や立場の理解、解決すべき課題の把握に努めます。

↓ 地域の各サービス提供事業者の内容や料金等をお伝えし、利用するサービスを選んでいただきます。特定の種類、事業者に偏るような誘導や指示は行いません。 (別紙1-2) (利用者からも、複数の事業者の情報提供を求めることができます。)

↓ 提供する居宅サービスに関して、居宅サービス計画の原案を作成します。

↓ 計画に沿ってサービスが提供されるようサービス提供事業者とサービス利用の調整を行います。(利用者は、サービス事業者が選定された理由の説明を求めることができます。)

↓ *サービス利用に関して説明を行い、利用者や家族の意見を伺い、同意をいただきます。

↓ 居宅サービス計画に沿って、サービス利用票、サービス提供票の作成を行います。

サービス利用

↓ 利用者や家族と毎月連絡を取り、サービスの実施状況の把握を行い、サービス提供事業者と連絡調整を行います。(少なくとも月1回は、自宅に訪問させていただきます。)

↓ 毎月の給付管理票の作成を行い、国保連合会に提出します。

↓ 利用者の状態について、定期的な再評価を行います。また、提供されるサービスの実施状況の把握を行います。

↓ 居宅サービス計画の変更を希望される場合、必要に応じて計画の変更を行います。

〈 別紙 1-2 〉

当事業所が作成したケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は以下の通りです。

判定期間 令和 3 年

前期（3月1日から8月末日）

後期（9月1日から2月末日）

1 前6か月間に作成したケアプランにおける各サービスの利用割合

サービス名	割合 (%)
訪問介護	30.6
通所介護	38.1
地域密着型通所介護	31.6
福祉用具貸与	61.1

2 前6か月間に作成したケアプランにおける各サービスごとの同一事業所によって提供されたものの割合

サービス名	事業所名	割合 (%)
訪問介護	観音寺市社会福祉協議会	68.1
	ニチイケアセンター観音寺	14.9
	はあとおん すまいる	14.5
通所介護	ネムの木	19.8
	大興和	15.5
	はあとおん かがやき	14.9
地域密着型通所介護	アヤメ	19.6
	華蓮	16.1
	いこいの郷 はあとおん きらめき	15.1
福祉用具貸与	日協堂医療器	38.8
	トーカイ西讃出張所	36.7
	四国医療サービス	11.6